

昭和二十八年六月二十六日受領
答 弁 第 一 六 号

(質問の 一六)

内閣衆質第一六号

昭和二十八年六月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員中曾根康弘君提出外国産こんにやく原料輸入問題に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中曾根康弘君提出外国産こんにやく原料輸入問題に対する質問に対する答弁書

一 政府は昨年十一月こんにやくの輸入に関し協議を行い、本年三月末日迄輸入の措置を停止して居たので此の間政府としては「コンニヤク」として意識し又はその情を知らず輸入を許可したことは毛頭ない。

主意書の中にある漢方薬「マユーピン」等は業者よりの申請においても漢方薬とされ又賦形剤としても使用され、その申請数量も少量に止まるので政府に於ても漢方薬と認め外貨の割当をしたものであり、これが数十屯余に達したのは輸入者の作為によるものである。

「ドライド・タロー」については当該商品がこんにやくとは異なるものであるとの申請に基き、政府もこれを別品と認定し、外貨の割当を行つたものであるが、香港地方においては、「ドライド・タロー」も「コンニヤク」の別名であることが事後に判明した。よつて、これは目下神戸税関において通関差止めを行い税関とその措置につき考究中である。

「其の他のタンニン剤」として「イリス・イリス」が輸入されているが、これは、特に兵庫県皮革研究所長のタンニン剤としての認定に基き、神戸税関において通関を行ったものである。

なお、「マユーピン」「クエイユ」等は、国際商慣行上のこんにやく用語ではなく一種の地方語であるので判定が至難である。

以上要するに前記の諸件に関しては協議違反と直ちにいうことはできない。

二 本件についての外貨割当は、漢方薬「マユーピン」及び「クエイユ」約五屯であり、伝えられるところの百屯の輸入割当をした事実はない。

三 法規違反の点については、その具体的事実に関し研究中である。

四 事情調査の上しかるべき措置をとる。

五 目下通関を差し止めている神戸並びに四日市税関にあるこんにやくは、税関よりの検討依頼書もあるので適当な措置をなすことといたしたい。

六　こんにやく原料の今後の輸入に関しては、輸入数量、輸入時期等に関しては時宜に適した措置をとることとする。又申請名称については嚴重に調査して正規の輸入以外には輸入できない様措置する。

右答弁する。